官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件（金融庁・財務・経済産業三）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一一三五）　二
○肥料の登録が失効した件（同一一三六）　二
○農薬を登録した件（同一一三七）　二
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通一〇三四）　五
○道路に関する件（中国地方整備局七九～八一）　六
○道路に関する件（四国地方整備局五七）　六
○道路に関する件（北海道開発局五五）　六
〔人事異動〕
内閣　郵政民営化委員会事務局　船舶活用医療推進本部事務局　公正取引委員会　法務省　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　八
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分、令和八年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請及び登録の更新関係　三〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

○財務省告示第三号
金融庁
経済産業省

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十一号）の一部の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年八月六日

金融庁長官　伊藤　豊
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年財務省告示第三号）の一部を次の表のように改正する。

金融庁
財務省
経済産業省

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（連結の範囲） **第七十五条**　前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号<u>まで</u>又は第十一号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 2　（略）	（連結の範囲） **第七十五条**　前条に規定する連結安定調達比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び第七十八条第二項において「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、商工組合中央金庫が法第三十九条第一項第一号から第六号<u>又は</u>第八号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。 2　（略）